

南九監第 830 号
令和 4 年 10 月 27 日

南九州市長 塗木 弘幸 殿
南九州市教育委員会教育長 有馬 勉 殿
南九州市農業委員会会長 松村 孝徳 殿

南九州市監査委員 有水 秀男
南九州市監査委員 日置 友幸

令和 4 年度定期監査の結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出します。

なお、同条第 14 項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

3 監査の対象

予算執行状況調書作成日現在の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査対象の部署から事前に資料の提出を求め、これらを基に関係書類及び帳票等を試査により書類審査を実施した。審査の進行に伴い、財務に関する事務の執行等について所管課長等から説明を受けるとともに、必要に応じて関係職員への質問を行い、地方自治法第 2 条第 14 項（事務処理の能率性）及び同条第 15 項（組織及び運営の合理化）で規定される趣旨に従ってなされているかに主眼を置き監査した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員室，川辺庁舎の事務室，知覧保健センター，顛娃庁舎の事務室

(2) 実施日程

令和 4 年 10 月 4 日	農政課，畜産課，税務課，収納対策課
令和 4 年 10 月 6 日	耕地林務課，農業委員会，市民生活課
令和 4 年 10 月 7 日	教育総務課，健康増進課
令和 4 年 10 月 11 日	社会教育課，長寿介護課・福祉事務所
令和 4 年 10 月 12 日	学校教育課，保健体育課，福祉課・福祉事務所
令和 4 年 10 月 26 日	備品実査

7 監査の結果及び意見

事務事業の執行状況，管理運営に係る事業及び収入支出事務並びに備品は，概ね適正に処理されているものと認められた。

なお，下記の事項については，内容を十分把握して，それぞれ必要な改善措置を講ずるよう要望する。

記

全般的事項

市が発注する建設工事，測量，設計その他の委託事業等について，受注機会の均等化を図ることを目的に実施している分割発注は，現在，同日中に入札された同一事業に係る工区のうち，いずれかの工区を落札された場合は，他の工区の入札については辞退扱いにすることとされている。

今後，分割発注を行う際は，その必要性を十分検討したうえで，予算の効率的な執行や入札・契約事務手続きの適正化を図るとともに，透明性や公平性等が十分に確保されるよう努めて頂きたい。